

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	第3回みよし火葬場建設候補地選定委員会		
開 催 日 時	令和7(2025)年8月1日(金)午後3時から午後5時まで		
開 催 場 所	みよし市役所 3階研修室		
出 席 者	<p>(委員) 宇佐美純也、小林是子、澤木慎路、柴田正幸、本田靖和、安田拓朗、阿部順子、佐藤雄哉、松井志夫</p> <p>(関係者) 生活環境課長 鈴木孝明、都市計画課長 鈴木哲也、都市計画課副主幹 岡本祐嗣、一般社団法人火葬研</p> <p>(事務局) 経営企画部長 海堀崇、経営企画部参事 岡田順児、経営企画部次長兼企画政策課長 近藤健、企画政策課主幹 水谷昌弘、企画政策課副主幹 加藤公伯、福上慎吾</p>		
次回開催予定期日	—		
問 合 せ 先	<p>担当：経営企画部 企画政策課(加藤) 電話：0561-32-8005 ファックス：0561-76-5021 メール：kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp</p>		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
次 第	<p>1 挨拶 2 議題 (1) 二次選定評価項目及び評価基準について (2) 火葬場建設候補地二次選定について 3 その他</p>		
経営企画部次長	<p>ただいまから、第3回みよし市火葬場建設候補地選定委員会を開催いたします。はじめに、委員の皆様に御連絡させていただきます。本日の委員会は、みよし市情報公開条例第7条第5号に定める事項について審議を行うため、みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱第6条ただし書きの規定に基づき、会議を公開しないこととしておりますので御承知おきいただきますようお願いいたします。また、本日、小野田委員と塚崎委員につきましては、都合により御欠席の連絡をいたしておりますので御報告させていただきます。はじめに、座長の阿部委員から御挨拶をいただきたいと思います。</p>		
座長	<p>皆さんこんにちは。今日も大変暑い中お集まりくださってありがとうございます。この委員会は今日が最終回です。皆さん思っていることを是非たくさん述べていただきまして、みよし市にとってより良い施設ができますよう、今日も御協力よろしくお願いいたします。</p>		
経営企画部次長	<p>ありがとうございました。それでは、議事に移りたいと思います。みよし市火葬場建設候補地選定委員会に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、会議の進行は座長にお願いしたいと思います。阿部委員、よろしくお願ひいたします。</p>		
座長	<p>それでは、次第に沿って議事を進行してまいります。議題1「二次選定評価項目及び評価基準について」ですが、最初に事務局から前回の一次選定について御説明をお願いできますでしょうか。</p>		
事務局	<p>前回の委員会において候補エリアの現地確認を行っていただいた後の委員の皆様の御意見について表にまとめさせていただきました。現地確認を行っていただいた8か所の内、2番の三好丘旭4丁目と3番の勘生町あざみ以外の6か所につきまして</p>		

	は、それぞれ道路整備の必要性ですか、近隣の住宅や病院などの立地状況、そして農地の営農状況などの観点から、候補エリアとすることについて懸念される点があるという御意見をいただきました。2番と3番につきましては、他の候補エリアとの比較においてということになりますけれども、委員の皆様からの御意見が無かったことから、御意見をいただいた場所をあえて候補地として挙げて評価するよりは、2番と3番のどちらかで評価を行っていくべきと考えております。委員の皆様には、2番と3番の2か所を二次選定の評価対象とすることにつきまして御承認をいただければと考えております。説明は以上になります。
座長	ありがとうございました。ただいまの説明について、御意見、御質問はありませんでしょうか。前回8か所を見に行って、意見が出なかった2か所についてこのまま審議を進めていくという方針だと思いますがいかがでしょうか。 特に御意見がないということで「異議なし」とさせていただきます。それでは、評価する候補地については、候補地②と候補地③の2か所ということで進めさせていただければと思います。 続いて、二次選定評価項目と評価基準について、前回事務局から頭出しされています。評価する候補地を2か所と絞ったことも踏まえて、改めて評価項目と評価基準について御意見、御質問はありませんでしょうか。特に配点のところを御覧いただきたいですが、事務局、どの資料を見たらよろしいですか。
事務局	資料1の別添①のA3の資料を見ていただきますと、評価区分ごとに配点が上部に記載されておりますので、そちらを御確認いただければと思います。
座長	資料1別添①という資料が3枚ありますけれども、選ばれた敷地をこれで評価しても良いかということを確認させていただきたいですが、例えば、「この項目はもういらないのではないか」とか、もし御意見があるようでしたら遠慮なくおっしゃってください。最初は市域全域を対象に網をかけて数か所に絞って検討する評価項目でしたが、候補地が2か所になったことでもし何かあれば。
委員	評価項目の利便性の⑧「市内葬儀場からの距離」ですが、これは意味があるのかという気がします。というのは、今回の2か所の場所だと豊田市に近いです。ちなみに私の家族は「豊田市が近いから豊田市の斎場を使う」と言っているのであまりみよし市内の葬儀場の重心を考えなくても良いのではないかという気がします。
座長	ありがとうございます。⑧は評価項目に入れなくても良いという意見でしょうか。他のさんはいかがでしょうか。
事務局	今の御意見に対して状況を御説明させていただきます。資料として地図を御用意させていただいておりますが、こちらが市内の葬儀場の位置を落とした地図になります。前回8か所ということで御説明させていただいておりましたが、勘生のこの辺りにあった1か所が喫茶店に変わっておりましたので、現在、市内の葬儀場は全部で7か所でございました。それぞれの点を結んで重心を取ると、イオンの辺り、この黒いところが重心地になりました。ここから3kmの円と5kmの円を書かせていただきますと、今お示ししている状況になりました。どちらの候補地も市の北側に寄っているということと、2番と3番の距離も2km程度になります。今いただいた御意見とこのような状況を踏まえながら御検討いただければと思います。
委員	浄水のところにたくさん葬儀場があってそちらの方が近いです。「遠いから葬儀は近くで良い」というレベルなのであまり関係ないのかなという気がします。もう少しやるなら、それぞれの候補地を中心にして周りの葬儀場を探した方が良いのではないか、葬儀場の場合は、必ずみよし市内の葬儀場を使用しなければいけない訳ではないのであまり意味がないかなと思ったので申し上げました。
座長	ありがとうございます。他の皆様はいかがでしょうか。違う御意見でも今の件に関してでも結構ですので、御自由に御発言いただけますか。
委員	私も今の意見に賛成です。もともと、「市内の葬儀場から近い」という観点は、もっと候補地がいっぱいある段階で絞っていくためには必要だと思っていたのですが、2か所に絞られた段階ではありません意味をなさないのではないかと思います。先ほども言われましたけれども、2か所に対しての周りの葬儀場という観点の方がこの場合は有効なのかなと思いました。
座長	ありがとうございます。他の御意見はございますか。いかがですか。よろしいですか。そうしましたら、⑧については「不要ではないか」という意見が委員会で出たことを事務局で確認していただいてもいいですか。

事務局	こちらの項目につきましては、評価項目から除かせていただきたいと思います。
座長	ありがとうございます。お願いします。
委員	配点の割合が3ページ目は「6・4・2」と大きいですが、経済的な部分で重要性はあるかなとは思っていますが、選定に重要な部分の配点の違いが大き過ぎるよう気がしますが、その辺りはどうでしょうか。
事務局	こちらは案としてお示しをさせていただきました。前回の委員会でも御説明させていただきましたが、今後市で火葬場を整備するに当たりましては、豊田市から「令和15年度末までに」というお話をいただいているところでありますと、事業を確実に進めていくところが非常に重要だと考えておりますので、まずはこういった経済性ですとか事業効率性の部分に配点の重みを付けて案としてお示しをさせていただいております。この中でも例えば「この部分はどうか」という御意見がありましたら、6点ではなくて「3・2・1」にすると、市としては委員の皆さんの御意見をいただく中で変更していただければと思っております。反対に、今「3・2・1」となっている(1)の方でも、「ここはもっとしっかりと見た方が良い」というところは「6・4・2」というような配点を御意見としていただいても構いませんので、よろしくお願ひいたします。
座長	いかがでしょうか。どうぞ。
委員	配点の比重の件に関しては、確かに1ページ目と2ページ目は「3・2・1」で、3ページ目は「6・4・2」なので、評価する時にこのトータルの点数ということにしてしまうと、この1ページ目、2ページ目の部分が薄れてしまうと思います。1ページ目、2ページ目は、在り方検討会の時からずっとやって来て私達がいろいろと意見した内容に関するところが多いのかなと思っていて、3ページ目はどちらかと言えば事業に関するところで、あまり私達が口を出せるところでもないのかなという感じもするので、評価の仕方として1ページと2ページ分の点数と3ページの点数は分けて考えたら良いのかなと思いました。
座長	「分けて考える」とは具体的にどの様なことが御説明いただきても良いですか。
委員	トータルの点数でどちらかに寄るということではなくて、それぞれ1ページ目、2ページ目の比較と3ページ目の比較というように、事業性の部分でどちらかが良くてどちらかが悪いと優劣がついても、1ページ目、2ページ目を考慮して、それを上回る良さがあるのであればそちらを検討していくこともあるのかなと思いました。
座長	考え方方が大きく変わるところではあると思うのですが事務局どうしますか。
事務局	委員会として評価項目を決めて候補地を評価していくという御議論をお願いしているのですから、3ページ目の部分につきましても、この評価項目で評価することについて皆さんから御意見を出していただいて決定していただきたいと思っています。
座長	分かりました。ありがとうございます。今の意見に対して補足される方はいらっしゃいますか。
委員	2ページの評価基準のところに220m以内という基準があるのですが、この220mという数値について説明してください。
事務局	「墓地、埋葬等に関する法律」というものがありまして、それに基づいて市で「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」を定めております。その中で、設置場所の基準というところで、前回の委員会で少し御説明しましたが、住宅や病院等から220m以上離れていることという一文があります。ただし、こちらにつきましては、公衆衛生の問題がないですか、公益を害するおそれがないと認められる場合は、この限りではないというただし書きが付いております。
委員	ありがとうございます。少し気になったのが、候補地③の地図にプロットがないですが、最近グループホームが新しくできていて、それがギリギリのところなので範囲に入るのではないかと思います。
事務局	どちらでしょうか。
委員	この辺りにあります。本体はこの辺りにあって、この間新しく作って完成式典をやったところがこの辺りです。グループホームなのでどうなのか気になりました。

事務局	すみません、地図上には記載しておりません。
委員	220mよりは外でしょうか。ギリギリで入るか入らないかというところです。
事務局	分かりました。確認します。
座長	そういう施設があるということを地図に落としていただくということでよろしいですか。ありがとうございます。その他、御意見いかがでしょうか。1ページ目、2ページの評価が「3・2・1」点に対して、3ページ目の評価が「6・4・2」点ということで、ちょっと重み付けがどうかという御意見をいただきました。それに統いて、1ページ目、2ページ目は、これまでの検討会で議論してきたところであるので、これはこれでひとつ判断をする。そして、3ページ目については、事業の効率性、経済性なので、これはまたひとつ別のものとして扱って評価するという2本立てで評価するという御提案がありました。委員会としてはいかがでしょうか。重み付けに関して御意見があつて、それを具体的に分けて評価しましょうという御意見が出ましたがいかがでしょうか。特に御異議がないようでしたら、委員会としてはその方向で進めたいのですが、よろしいですか。
事務局	それでは、1ページ目と2ページ目の合計がどういう状況かというのは分けて評価をさせていただきます。また、3ページ目の部分も分けて評価させていただきます。ただ、それぞれの点数の総合での評価になりますので、合計は改めて表示させていただきます。最後に皆さんで評価を行つていただいた後の報告は、分けて御報告させていただきたいと思います。点数の配分についてもう少し御意見をいただけたらと思います。
座長	ありがとうございます。では、点数の配分について、もう一度御意見のある方はお願いします。
委員	1ページ目と2ページ目が全部「3・2・1」というのは、どのように考えたら良いのかというのあります。前回の市からの提案で(2)の経済性及び事業効率性に関する項目というところは倍の点数にした方が良いのではないかという方向性であったのですが、当然(1)の立地及び周辺環境に関する項目のところでも全部が「3・2・1」ではなく、例えば重視するところでは、配点が倍の方が良いのではないかというところはあるかと思います。そこを決めていくと委員会として重視しているところが分かるかなと思います。
座長	例えばですが、1ページ目、2ページ目につきまして、これは「3・2・1」というよりは、もう少し重みを付けたいという項目がありましたら是非おっしゃってください。これは重視しましょうという御提案はありませんでしょうか。
委員	「災害リスク」の④・⑤・⑥です。
座長	ありがとうございます。
委員	それと「配慮すべき施設」の⑪・⑫・⑬です。
座長	ありがとうございます。その他いかがでしょうか。これまでの議論の中でここは重視して考えたというところがありましたら是非おっしゃってください。いかがですか。
委員	私が最初に思ったのは、「災害リスク」の④・⑤・⑥は、高めに設定した方が良いかなと思います。
座長	他はありますか。「災害リスク」は気にされている。ありがとうございます。いかがですか。
委員	はい、私も今言われたように「災害リスク」のところはもっと受け止めなければならぬと思います。後は大体良いのではないかと思いますし、3ページ目については投資額の関係がありますので、これは専門的に見ていただかないと我々では評価できない項目が多いなと考えております。
座長	ありがとうございます。
委員	同じ意見ですが、長く使うというのがありますので、今の御意見にもありましたが「災害リスク」には重きを置いた方が良いのかなと思います。
座長	はい、ありがとうございます。いかがですか。
委員	以前の議論では、⑫の「病院・福祉施設までの距離」で評価して場所を絞り込んだ

	経緯もあります。3ページ目の点数付けというのは、トータルでこの土地に建てる金額で判断しても良いのかなと思いました。
座長	トータルの金額で判断できたら良いという御発言ですか。ありがとうございます。お願いします。
委員	「考慮すべき地域」は高くしても良いと思います。だめなものはだめなので。「景観」も高くしても良いと思います。「落ち着いた環境」も、今まで議論してきたところなので高めにしても良いと思います。
座長	これを踏まえて補足されるところはありますか。
委員	逆に、評価点が高い3ページ目のところの「水道管の状況」と「都市ガスの状況」は、それほど費用が掛かる訳ではないので配点を下げても良いのではないかと思います。「3・2・1」にしても良いと思います。
座長	いかがですか。
委員	今の意見はよろしいのではないかと思います。費用面で考えると3ページ目の「事業費の多寡」のところの、②②・③と④・⑤は重要度が違うと思いますので下げる。後は、先ほどの意見と被るのですが、2ページ目の⑧番の「周辺からの遮蔽性（周囲に与える影響）」というところは、在り方検討会の時から皆さん重視されていたところと記憶していますので、これは皆さんの中で重要視されているのかなと思います。どうでしょうかという皆さんへの問いかけです。
座長	いかがですか。⑧・⑨・⑩について、皆さんこれも重くした方が良いのではないかという御意見ですがいかがでしょうか。今、お伺いして一人でも意見が出たのが①・②・③・④・⑤・⑥・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑮・⑯・⑰と多分半数以上になってしまったのですが、それをいきなり全部「6・4・2」にするという話ではないと思いますのでどうしますか。是非とも「6・4・2」にすべきだという項目があれば教えていただきたいのですが。複数の方が挙げて下さった「災害リスク」の④・⑤・⑥を「6・4・2」にするのはどうでしょうか。遠慮なく御意見をおっしゃってください。この後、この点数を使って評価していくことになるので、是非、御意見をおっしゃってください。複数の方から御意見があった「災害リスク」④・⑤・⑥について「6・4・2」と倍にするのはいかがですか。
委員	皆さんが一番気にされているところでもあるし、最近も地震などいろいろあって、やはり「災害リスク」は一番に考えなければならないので倍にしても大丈夫かと思います。先ほど私もどこかで何かモヤモヤしていて、何だったのだろうと思ったのは、⑧・⑨・⑩のところで、そう言えば私達が、火葬場を作るか・作らないかは別にして「こんな火葬場があったら良いな」とずっと話し合って来たのはここが一番メインであったのを思い出して、ここを高くしても良いかなと思います。
座長	ありがとうございます。これまでの御意見から④・⑤・⑥・⑧・⑨・⑩を倍にするというのはいかがでしょうか。特に御異議がなければそうさせていただいて良いでしょうか。
全員	異議なし
座長	事務局よろしいですか、④・⑤・⑥と⑧・⑨・⑩の配点を「6・4・2」にしていただけますか。
事務局	分かりました。
座長	もう一つ、配点を下げる方向についても御意見がありました。④・⑤の水道と都市ガスは、「用地取得費」や「土地造成費」などに比べると重みが違うのでこれを「6・4・2」にする必要はないのではないかと御意見ありました。これを半分に下げてもよろしいでしょうか。いかがですか。
委員	「3・2・1」で良いと思います。
座長	皆さん「3・2・1」でよろしいでしょうか。
全員	異議なし
座長	ありがとうございます。それでは、事務局、④・⑤の配点は「3・2・1」に下げてください。
事務局	わかりました。真ん中の基準がないものですから「3・1」の評価になります。

座長	ありがとうございます。その他いかがでしょうか。
委員	<p>これに基づいてどちらかという評価が出てくるので、結構大事だと思いますので、いくつか言わせていただきますが、③の「埋蔵文化財包蔵地の有無」は、これはいらないのではないかと私は思っております。というのは、掘ってみないと結局のところ分からぬですよね、地図上に黒い丸を落としていたのですが、あくまでも現在分かっているところなのでこれは無くてもいいと思います。第1回のときにもおっしゃっていましたが、出たら出たで対応しなければならないものなので、これは今評価したところで分からないところがあるので個人的にはこれは無くとも良いと思っております。もう一つは、利便性の⑦の「幹線道路」というのが分かりにくいので御説明をいただきたいと思います。幹線道路とはどこのことを言っているのかよく分からないので後で教えてください。それから、⑯の「通学路該当の有無」で、これも幹線道路から敷地までの道路が通学路に該当していない場所ということなのですが、これは多分交通量が増えることによって通学路と重なっている道路をいっぱい通ると危なくなるという意図でおそらく入れているのだと思いますが、だとすると幹線道路から敷地までのところが通学路に該当しているかというよりは、周囲の交通安全状況がどうかという部分がより大事だと思います。敷地の周辺の道路が通学路に該当しているのかどうかの方が大事なのではないか、その場所に火葬場ができる、どこの道路を通って火葬場まで来るかはその時にになってみると分かりないので通学路の有無を考えるのであれば、敷地の前面道路の方が良いのではないかと思っております。その次の⑰番も「周辺環境への影響」というところで、「生活関連道路の通過」とあるのですが、これも生活関連道路の定義がよく分かりません。「生活関連道路を通過する」かどうかをどうやって判断しているのかが分かりません。生活関連道路というのであれば、例えば何戸以上の集落を、上の⑯番の「周囲の住宅の数」で10戸以上とありますから、それにならうとすると「10戸以上の集落を通過しているかどうか」というような判断の方が分かりやすいのではないかという気がしました。</p>
座長	<p>ありがとうございます。今の御意見は、③番は削除しても良いのではないかということと、⑯番の「通学路該当の有無」という言い方、「幹線道路から」という言い方よりも、「敷地周辺の道路」が「通学路」かどうかということですね、⑰番は「生活関連道路」というのが分かりにくいので、例えば「10戸以上の集落を通過している」とか、靈柩車などが住宅の中を抜けていくことが明らかな場合は良くないということですね。3点御指摘がありました。③については削除という方向でよろしいでしょうか。御異議がなければ削除します。</p>
全員	異議なし
座長	<p>ありがとうございます。⑯番の「通学路該当の有無」は削除という意見ではなくて定義の問題です。「敷地周辺の道路が通学路になっていないか」という判断でよろしいでしょうか。どうぞ。</p>
委員	<p>候補地③の地図が画面に出ますか。モニターに出せますか。こちらが該当の敷地です。こちらは完全に住宅街ですが、ここに行こうと思うとこちらからか、こちらから来ると思います。ここが通学路です。朝通ってきました。午後も2時、3時に子どもが通ります。ちょっと離れていますが、通学路の周りに住宅があって、ここがメインの入口になると思うのでそこはしっかりと見た方が良いかなと思います。</p>
座長	<p>私もそれは同じ意見です。どうした方が良いかというと、幹線道路から敷地までの道路というのが分かりにくいので、例えば、500m以内にするのであれば、その中に通学路があるかどうかなど、分かりやすい判断にしたら良いかと思います。</p>
事務局	<p>まず、幹線道路について市がどのように考えているかを御説明させていただきたいと思います。こちらが市の都市計画マスターplanで道路交通の方針ということでお示しをさせていただいている地図です。ここで色が付いているところが幹線道路を示しております。真ん中の黒色は高速道路です。横に走っているのが国道153号線で、太く黒くなっている線が広域の幹線道路になります。それから縦に走っているこちらの太いものが都市幹線道路になります。その他にちょっと細めのところも地区と地区を結ぶ幹線道路ということでお示しをさせていただいております。候補地②は、近くに南北に幹線道路が走っております。候補地③の方は、幹線道路からは1km以内でそれぞれ同じくらいの距離で離れているところにあります。ここにお示ししている道路を幹線道路としつつ、ここから敷地に向かうまでの間を反対に生</p>

	活閑連道路という形で考えさせていただいておりました。今の御意見の中で、この幹線道路ですとか生活閑連道路というものが分かりにくいということでありましたが、まずは、そのように市が考えているというところで御説明させていただきます。先ほど候補地②の方は灰色になっている部分、ここが先ほどの幹線道路ということになります。そこから敷地に行くまでの間、緑で示させていただいたこの部分が反対に言うと生活閑連道路と判断しております。また、青の部分は、学校の担当課に確認させていただきまして通学路となっております。三好丘中学校に向かうために、この敷地から左下の区画のこども達が三好丘中学校に行く通学路になっております。小学校は反対側の緑丘小学校となっておりまして、青い部分は中学校だけの通学路になっているという形になります。反対に候補地③ですが、先ほど幹線道路からそれぞれ離れているという説明をさせていただきましたが、幹線道路はこちらの右下の方に「あざぶの丘」というところがあります。新しい住宅地ですが、そのこども達が北部小学校や北中学校へ行く際にこの道路を通って行きます。ですので、どちらの候補地も敷地が接している前面道路は確かに通学路ではないのですが、その周囲には気を付けるべき通学路はある。その範囲をどうするかというところがポイントになって来るとは思いますが、実際に火葬場を作るに当たっては、そこに入りする車両の状況を考慮して安全性を確保しなければいけないということを考えるべきかと思います。そうであれば敷地周囲の道路、まずは敷地が接する道路という考え方で御判断いただいたても良いのかもと思っております。
座長	今の説明についていかがですか。
委員	そうですね、考え方は一緒なのでそれで良いかなと思います。
座長	点数はこれでよろしかったですか。⑯と⑰に関してはこのままによろしいですか。③はカットすることで御異議がなかったかと思います。この状態で評価はできるかと思いますが。どうぞ。
委員	今協議していることとずれてしまうと申し訳ないのですが、確認という意味でお話ししたいのですが、先ほど220mの距離を確認されたと思います。みよし市の墓地埋葬等に関する施行細則に基づいてということだったと思いますが、220mという基準が、現段階の評価項目の⑪・⑫・⑬の「配慮する施設」というところに入っていて、現段階において学校ですか、病院・福祉施設、商業施設があるかどうかということで評価がされるのかなと思うのですが、これは例えば許認可の関係で火葬場がその近くにあってはあまり良くないということなのかなと解釈するのですけれども、逆に建てた後に商業施設などが建つことに対しても規制されることはないですか。
事務局	ありません。評価項目のところにもそういった観点を入れさせていただいている項目がありまして、1ページ目の⑩「周辺の開発計画の状況」というところです。一次選定の中でも評価いただいている部分かと思いますが、やはり火葬場が建った後に周りが段々と宅地化されて住宅などが建ってくるというところでも配慮が必要なのではないかということで、敷地周囲に開発の計画が無い、もしくは都市計画のマスターplanの中で開発誘導ゾーンに入っていない、そういう観点でも皆さんこれまで評価していただいて2番と3番が残って来ている訳ですけれども、これは評価する際は、2番も3番も同じ評価ということにはなるとは思いますが、そういう観点でも評価しているというところで、こういった評価項目を残すことによって今の御意見に対しても配慮しているということになると思っております。
委員	ということは、現在周囲の景観というのか、今は何も無くて、「福祉施設や病院が無いのだから良い」という評価をしても、今後、開発などされると変わってしまうおそれがあるということですか。
事務局	その点についてはどうしようもないところがあるかも知れませんけれども、それぞれの土地の利用の中でそこまでの規制はできませんし、今までの火葬場というものは、やはり他の市町村もそうなのですが、おそらくできた時は周りに何も無かったところも多いと思います。周りが宅地化されて来て、いざ建て替えようと思ったらその点で苦労しているところもあります。そういう状況はなかなか規制することは難しい。そうであれば、ある程度の敷地を確保して緩衝緑地などを考慮しながら計画をしていくということが大事なのかなと思っております。周辺の環境の状況ですか、そういうものを重視していただくことがより重要なのかなと思います。

委員	都市計画のマスタープランや総合計画とかいろいろあると思うのですが、その中に火葬場がそこまで重点項目かどうかは分かりませんけれども、総合計画やマスタープランの中でもう少し規制して行くという考えにはならないですか。
事務局	都市計画マスタープランなどでそこまで規制するようなことは考えていません。
委員	ありがとうございます。
座長	ありがとうございます。今までの議論をまとめさせていただきます。1ページ目、2ページ目の「3・2・1」という評価基準の配点では低いと複数の方から御意見をいただいた項目が、「災害リスク」の④・⑤・⑥、それから、これまでの皆さんの議論を強く反映するものとして「周辺環境への影響」の⑯・⑰・⑲でよろしかったですか。あと、景観の⑨と⑩も入れても良いでしょうか。配点を重くするものとしてよろしいですか。
全員	異議なし。
座長	そうしましたら、④・⑤・⑥・⑨・⑩・⑯・⑰・⑱・⑲・⑳こちらでよろしいでしょうか。この項目の配点を倍にして重み付けを付けるということでよろしいでしょうか。
全員	異議なし
座長	御異議がないようですので御了解いただけたと思います。ありがとうございます。次に削除するのですが、③と⑧はいかがでしょうか。削除してよろしいでしょうか。
全員	異議なし
座長	はい、御異議がないようですので③と⑧は削除ということで進めさせていただければと思います。3ページ目の⑳・㉑を「6・2」ではなく「3・1」にするということもよろしいですか。
全員	異議なし。
座長	ありがとうございます。他によろしいですか。それでは、特に御意見がないようでしたら、二次選定評価項目及び評価基準については、今いただいた御意見のとおり修正して決定したいと思います。事務局からそれぞれの候補地の状況について評価項目および評価基準に沿って説明してください。
事務局	それでは、候補地②と候補地③のそれぞれの候補地について、今いただいた評価項目と評価基準に基づいてどのような評価になるか御説明させていただきたいと思います。委員の皆様には、資料1別添①の評価項目・評価基準の一覧表と資料1の別添②の二次選定評価対象候補地概要図を見比べながら御確認いただければと思います。先ほどから説明でも使っておりました地図等も前面にお示ししながら御説明させていただきたいと思います。項目が多いので評価項目の区分ごとに区切って御説明させていただきたいと思います。 まず、評価区分（1）の立地及び周辺環境に関する項目の「立地」に関する評価項目①から⑩までについて御説明をさせていただきます。 評価項目①、候補地②は市街化区域内で用途地域の指定があり、用途は住居系の第一種中高層住居専用地域となっておりますので候補地②の評点は1点です。逆に、候補地③は市街化調整区域で用途地域の指定もありませんので評点は3点となります。 評価項目②、候補地②は市街化区域で農業振興地域には該当しておりませんので評定は3点です。反対に候補地③は農業振興地内でございます。かつ、農用地区域に該当しているかどうかというところでございますが、この地図のピンク色のところが市街化区域で、その他が農業振興地域となっていて、さらに黄色の部分が農用地区域となっております。候補地③は農用地区域にも該当しておりますのでこちらの評点は1点となります。 評価項目③、削除されましたので割愛します。 評価項目④、候補地②も候補地③も浸水想定区域には該当しておりません。そのためどちらも評点は、重み付けがされておりますので6点となります。 評価項目⑤、どちらも土砂災害警戒区域には該当しておりませんので評点はどちらも6点となります。 評価項目⑥、砂防3法とは「砂防法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する

	<p>法律」、「地すべり等防止法」ということで、いずれも土砂等の流出によって災害が起こることを防ぐために区域が指定されております。候補地②は該当する区域が無いのでこちらの評点は6点となります。反対に候補地③は、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の内、砂防指定地に該当しております。砂防指定地内では、土地の造成等に関して県の許可が必要になってきます。できる、できないということではなくて、ここで何かやろうとするときは、対策をして、許可を得てやってくださいということです。市内でもいろいろな場所で開発する際に砂防法の許可を得ながらやっておりますので、該当しておりますけれども絶対にできないという区域ではございません。評点としましては、砂防指定地に該当しておりますので、この部分に関しまして、候補地③の評点は2点となります。</p> <p>評価項目⑦、候補地②は幹線道路までの距離が250mとなっておりますので評点は3点です。候補地③は幹線道路からの距離が、500m以内には幹線道路はありませんが、先ほど御説明させていただきましたとおり1km以内に幹線道路がありますのでこちらの評点は2点となります。</p> <p>評価項目⑧、削除されておりますので割愛いたします。</p> <p>評価項目⑨、この部分は委員の皆様それぞれにこの後で評価していただく項目になっております。前回の委員会で現地確認をしていただいた状況などを基に、皆さんそれぞれに評価をしていただけたらと思います。</p> <p>評価項目⑩、候補地②も候補地③も現在のところ周辺での開発の計画はございません。都市計画マスターplanにおいて開発誘導ゾーンとしても該当しておらず、今後も周辺での開発は見込まれませんので評点はどちらも6点となります。</p> <p>まず、こちらの部分についての説明は以上になります。</p>
座長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明に対して御質問や御意見などありましたらお願いします。よろしいですか。</p> <p>特に意見は無いということですが、後で思い付いたら遠慮なくおっしゃってください。引き続き御説明をお願いできますか。</p>
事務局	<p>続きまして、評価区分（1）の立地及び周辺環境に関する項目の「周辺環境」の評価項目⑪から⑯までについて御説明させていただきたいと思います。</p> <p>評価項目⑪、候補地②も候補地③も敷地から220m以内に教育施設はありませんので評点はどちらも3点になります。</p> <p>評価項目⑫、候補地②、こちらは少し分かりにくいですが、敷地から220m以内の幹道道路沿いのところに整体院があります。こちらを医療施設ということで判断させていただきまして、220m以内に該当施設がありますので候補地②の評点は1点ということになります。反対に候補地③はそういった施設が220m以内にはありません。先ほど御意見をいただいた福祉施設ですが、高速道路沿いのこの部分ですので外れています。あくまでも基準の中で決めさせていただきたいと思いますので該当していないと判断させていただきまして候補地③の評点は3点です。</p>
委員	それは古い方です。もう少し近いところに新しい方があります。
事務局	<p>ギリギリの部分は難しいところですけれども、それでも220m以内には入っていないので評点は3点ということになります。</p> <p>評価項目⑬、どちらも220m以内に商業施設等はございませんので評点はどちらも3点となります。</p> <p>評価項目⑭、候補地②も③も敷地から220m以内に住宅があります。それぞれに数は違いますが住宅があるということで評点はどちらも1点ということになります。</p> <p>評価項目⑮、220m以内の住宅の数ということありますが、②と③で数は異なりますがどちらも10軒以上、地図では黄色が住宅を示していますが、10軒以上ありますので評点はどちらも1点となります。</p> <p>評価項目⑯、先ほど御意見をいただきまして、議論していただいた中で、敷地の周囲の道路ということで判断させていただきたいと思います。候補地②も③も前面道路、接する道路等につきましては、通学路に該当しておりませんので評点はどちらも3点となります。</p> <p>評価項目⑰、先ほど御意見いただきまして、生活関連道路というところですが、これが幹線道路から敷地に至るまでに集落内の道路を通るかどうかを考えた時に、候補地②ですと幹線道路から敷地までの間に住宅はありません。こちらの評点は3点となります。次に候補地③ですが、こちらは通学路になっている道路を通って行く</p>

	<p>ことを考えますと、道の両側に住宅はありますが、これを集落内の道路と捉えるかどうかは非常に判断が難しいところではあります。ただ、十分な幅員もあって歩道もありますので、候補地③につきましても評点は3点ということにさせていただきます。後ほど御意見を伺います。</p> <p>評価項目⑯と⑰、こちらも委員の皆様で現地の状況を御確認いただき、どういった整備ができるかというところも考えながら、それぞれ御判断をいただく項目になりますので、後ほど評価をお願いいたします。</p> <p>評価項目⑲、どちらも周囲に騒音の発生が考えられる施設等はございませんのでどちらも評点は3点となります。</p> <p>評価項目⑪から⑳までの説明は以上になります。</p>
座長	ありがとうございました。
事務局	すみません。評価項目⑯⑰⑲は6点になっていますので、⑲はどちらも6点になります。
座長	ただいまの御説明についていかがでしょうか。御意見、御質問はありませんでしょうか。
委員	候補地の③の方ですが、評価項目⑮の生活関連道路の通過ですが、青い線の方から来てくれれば何の問題も無いのですが、反対からも来られますよね。そうなると三好丘の住宅街の中を走って来る。そこを通行禁止という形にするのであれば同じ評価点でも良いですが、そのような条件が無ければ評価が全然違ってきます。
座長	事務局いかがですか。
事務局	今の段階でここまでというところがあるかもしれません、おそらくですが、他の市町村の例ですけれども、火葬場を運営する際に、葬祭業者さんとある程度の調整をしているところが多いです。なので、例えばですが、「集落に配慮しながら、こういったルートを通ってください」という調整をしているところもありますし、もしこの場所でとなると、「北東側の三好丘の区画整理の方からの出入りは止めてください」と調整することになるとは思います。そういった点から考えると、こちらの通学路になっている道路、そちらからの出入りというのが基本になると考えます。その点は実際に整備をした後に調整をすることになるかと思います。
委員	私はあまり関係しないですが、この辺りの風習で、行き帰りの道を変えることがあります、そうすると行きは南から入って来たら、帰りはどこから行くのですか。下に降りますか。
事務局	敷地に入るところまで変えるかどうかということは難しいところがありますが、メインのルートといいますか、そこに関してはおそらくここまで出た後に北側へ行って豊田知立線から行くのか、南から行ってルートを変えるのではないかと思います。候補地②ですと、敷地から右へ出ますと豊田市になってしまいますのごく遠回りになります。おそらくこここの幹線道路まで出た後、南側から来たのであれば北側へ出て行くのかなと思います。この地域の風習というのは確かにありますが、敷地にタッチするところまで全部変えるのはなかなか難しいかなとは思いますので、その後のところですね、そこから先のルートは多分こういったところまで出れば、それに行けるルートは確保できると考えております。
座長	行き帰りで違うルートを通らないといけないとは知らなかつたものですから「なるほど」と思って伺っていました。実際に両方の敷地で考えても、葬祭業者さんとの打ち合わせなどで絶対にダメという訳ではないという理解でよろしかったですか。
事務局	そういったところの対応は可能かと思っております。
座長	ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。
委員	評価項目の⑮で、候補地②で先ほど説明があったと思うのですが、病院とか福祉施設までの距離を評価したいという元々の思いは、病院というのは入院するような病院のことを思っていて、入院している方が死を連想するようなシチュエーションが良くないのではないかということで病院に近いと良くないと思っていたました。接骨院とかそういうものであるならここを評価して評価に差を付けるということは必要ないのではないかと思います。この前の議論で言っておけば良かったのですが、評価項目⑮のところの病院の定義を「入院するような病院」ということにも良いと思います。

座長	ありがとうございます。このような事は話していくことで徐々に見つかってくるものですね。ありがとうございます。そのようなことも率直におっしゃってください。医療・福祉施設と言ってしまうと広過ぎるというのは確かにと思います。どうしましょうか。
事務局	病院の考え方として、入院する病床数で異なっているということもありまして、それ以外を診療所としていたり、そういう言葉の違いもあります。この部分は、病院という定義を入院病床が20床以上ということで捉えさせていただいて、今お話しいただいた整体院については、地図でお示しさせてはいただきましたが、ここで言う病院には該当しないという評価とさせていただきまして、こここの部分の候補地②の評点は3点ということに変更させていただきます。
座長	ありがとうございます。そうなりますね。候補地②の三好丘旭4丁目は先ほどの説明では評点が1点でしたが、3点に修正ということです。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。特に無ければ、次の説明に移りたいと思います。事務局、お願ひできますか。
事務局	<p>それでは、評価区分（2）の経済性及び事業効率性に関する項目の「経済性」について御説明させていただきたいと思います。</p> <p>評価項目①、候補地②は市が所有している土地ということになりますので用地取得費は掛かりません。候補地③は市の所有ではありませんので、こちらが候補地となつた場合には用地を取得する必要がございます。取得費用につきまして、評価では概算費用による評価という形にさせていただいていますが、3、4か所あるという前提でこのような形にさせていただいておりまして、2か所になった段階での評価という形でお考えいただきたいですが、取得費用について、例えですが、市の公園整備の際に、農地を取得するために不動産鑑定評価を行っております。この際、標準となる農地は1m²当たり23,600円という鑑定結果がございました。それを参考にして約7,000m²の農地を取得するとした場合、あくまでも概算の価格になりますけれども、約1億6,500万円という金額になります。概算費用による相対評価ということにはなりますが、用地取得費が掛からない候補地②の評点を6点、用地取得の必要性があつて、約1億6,500万円という金額が掛かる候補地③の評点は2点になります。</p> <p>評価項目②、候補地②も③も道路の拡幅や新設は必要ないと判断できますので評点はどちらも6点です。</p> <p>評価項目③、候補地②は見ていただいたとおり現状が雑木林です。地図上から判断いたしますと敷地内でも結構高低差がございます。造成費用が大きく掛かることが予想されておりまして、概算でおよそ1億円掛かるのではと試算しております。候補地③は敷地内の高低差はそれ程ありません。ただ、現状が農地ということになりますので、何かしら土地の造成を行う必要はございます。こちらの造成費用は概算で5,000万円ほどと試算しております。また候補地②につきましては、敷地の高低差が大きいものですから、2mを超えるような高い擁壁を設置する必要もあると思われます。そのため、候補地②の評点は2点、反対に候補地③は造成工事の必要はありますが、大きな擁壁の設置は必要ないと判断して評点は4点となります。</p> <p>評価項目④、候補地②も③も前面道路に水道管は通っておりませんのでどちらも評価点は1点となります。</p> <p>評価項目⑤、候補地②は敷地前面の道路にガス管が埋設されていますのでこちらの評点は3点、候補地③は敷地前面の道路にガス管がございませんのでこちらの評点は1点となります。</p> <p>評価項目⑥から⑫までは以上になります。</p>
座長	ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問や御意見等ありますでしょうか。よろしいですか。 では、先に進みます。事務局お願ひいたします。
事務局	<p>最後になりますが、評価区分（2）の経済性及び事業効率性に関する項目の「事業効率性」に関する評価項目⑯から⑳までについて御説明させていただきます。</p> <p>評価項目⑯、人工改変地形かどうかということを見ていただきたいと思いますが、候補地②は三好丘の区画整理で、以前に手が加えられております。一方で、候補地③も土地改良事業を行つたところでございまして、こちらも過去に造成工事がされています。こういったところを判断する際に、大規模盛土造成地マップで大規模な盛土がされた区域かどうかということを確認いたしますと、どちらも造成は</p>

	<p>されているのですが、大規模盛土造成地には該当しておりません。そのため、評点はどちらも6点ということになります。</p> <p>評価項目②、候補地②も候補地③も敷地の面積はどちらも7,000m²程度ということになつ WARRANTS ますが、候補地②はこちらにありますとおり、敷地の形状が整った形ではありません。かつ、敷地内に高低差もありますのでこちらの評点は2点となります。反対に候補地③につきましては、整形地、整った形で高低差もあまりありませんので評点は6点となります。</p> <p>評価項目⑧、候補地②につきましては、敷地の北側の土地ですとか南側の土地ですか、周辺も市が所有している土地になります。そのため、建設工事の際に大きな支障となるところがございませんので、こちらにつきましては、評点は6点となります。一方で、候補地③は敷地そのものが個人所有の土地という現状があり、敷地周囲も個人所有の土地になっております。例えば、工事をする際に、周辺で工事車両等を置く場所を確保するというようなことが考えられますので、こちらにつきましては評点は4点となります。</p> <p>評価項目⑨、候補地②は市が所有する土地でありますので関係する地権者はいないということで評点は6点となります。候補地③は個人の方が所有している土地となっておりますので評点は2点になります。</p> <p>評価項目⑩、候補地②は用地取得も道路整備も必要ありませんのでこちらにつきましては、評点は6点、候補地③は道路整備の必要は無いですが用地取得の必要はございますので評点は4点となります。</p> <p>評価項目⑯から⑳までの説明は以上になります。</p>
座長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について御質問、御意見等ありますでしょうか。特に御意見がなければ先に進めたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>ありがとうございました。この後の議題2では、先ほど決定した評価項目と評価基準に沿って候補地を評価することになります。ただいまの修正等を反映した評価シートを事務局に準備してもらいますのでいったん休憩を挟みたいと思います。</p>
	<休憩>
座長	それでは再開します。議題2火葬場建設候補地二次選定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>先ほど、二次選定の評価項目と評価基準を決定していただきまして、それぞれの候補地の評価についても御説明させていただきました。ただいま、二次選定評価シートをお配りさせていただきましたので、これから委員の皆様には、先ほどの説明の中で委員それぞれに評価していただいくと御説明いたしました、評価項目⑨・⑯・⑰について評価していただきたいと思います。評価が終わりましたら事務局で評価シートを回収させていただきますのでお声掛けください。集計に少しお時間をいただきまして事務局から評価結果を御報告させていただきます。</p> <p>説明は以上になります。</p>
座長	ありがとうございます。ただいまの説明について御意見、御質問はございますか。はい、どうぞ。
委員	⑨番は真ん中の評価基準が無いですが、先ほど説明を受けて「真ん中がいるかな」と思いました。極端すぎるかなと。
事務局	今の御意見であれば、このシートには入っていませんが、点数を入れていただければその点数で集計させていただきます。今の意見についてどうされるかについて、また御意見をいただければと思います。
座長	実際にやり始めると気が付くことがありますね。⑨に関しましては、これまで「6・2」となっていたのですが「6・4・2」の「4」があった方が良いという御意見がありました。⑨につきまして、シートでは「6・2」となっていますが「6・4・2」にしてよろしいでしょうか。
全員	異議なし。
座長	御異議ありませんでしたので、⑨に関しましては皆様の御手元では「6・2」になつていますが、「6・4・2」として点数を付けていただければと思います。私からも1点、名前は書かなくて良いですか。
事務局	書かなくて良いです。

座長	わかりました。
事務局	申し訳ありませんが、少しお時間をいただきシートの作り直しをしてもよろしいでしょうか。皆さんに直接記入していただいて、それに基づいて集計させていただくということが良いと思いますので。
座長	そうですね。その間に皆さんには下書き用紙ということで始めていただいて、準備ができたら転記してください。
事務局	⑨の真ん中の評価基準をどのようにさせてもらったら良いかというところを確認させてください。
座長	一番良いのは「敷地周囲に自然の風景が残されている」で、低い方は「敷地周囲の宅地化が進んでいるまたは大規模な工作物がある」です。
事務局	「敷地周囲に宅地化が進んでいない」ではいかがでしょうか。こちらからの意見で申し訳ありませんが。
座長	よろしいですか。真ん中の4点のところは「敷地周囲に宅地化が進んでいない」で大丈夫ですか。 ありがとうございます。では、そうさせていただきましょう。
委員	⑯番と同じになると思いますが。
座長	本当ですね。⑯番と同じですね、どうしましょうか。
事務局	この点につきましては、中から外を見た時と周りから見た時の雰囲気というイメージで、評価基準は同じようになるかも知れませんが、「中からの見え方」と「周りからの見え方」に分けさせていただいている。
座長	どちらがどちらですか。
事務局	⑯番が中から見た時です。利用される方がそこから見た時に周りがどう見えるかです。
座長	利用者に見える景観ということですね。
事務局	そうです。
委員	評価基準の文章は気にしなくて書いてよろしいですか。例えば候補地②ですと周りが木しか見えないですよね、景色というよりは。候補地③の場合は、周りが見渡せたのですが、そういう個人的な感覚ですか。
事務局	そうです。どういった景観が望ましいと考えられるかどうか、ここは委員の皆さんの御判断になりますので、現場を見ていただいた中で点数を付けていただければと思います。 申し訳ございませんでした。ただいま、修正した評価シートをお配りさせていただきました。すでに御説明させていただいているところで申し訳ないですが、皆さんで点数を御確認いただきながら、評価項目すべてについて評点を記入していただければと思います。
	<火葬場建設候補地二次選定評価>
座長	これから数字を足して結果が出てくる訳ですけれども、皆様これまで長い時間本件と関わっていただきまして、それぞれに思いがおありのことだと思います。数字だけでは測れない部分について、皆様からの候補地選定に対する思いみたいなものをお一人お一人伺うことで、委員会としての意見としてまとめたいと思っております。これからお一人お一人お伺いしていきますので、どちらが良いということではなくて、私達の委員会は「どれにする」ということを決める委員会ではなくて、最終的には市で決定することなので、市民として意見を届けるということがこの委員会の趣旨です。それを受け、候補地について「ここはこの様なところが良い」というポジティブな意見をお聞かせいただけると市でも判断材料になるかと思いますので、今からお一人お一人、それぞれの敷地について、良いところを教えていただけないでしょうか。
委員	候補地②と③で、②は、もともと市の土地で場所的にも良いと思っていました。ネガティブなことですが、候補地②になった時に、個人的に2つ思っていて、1つは道路からカーブを曲がって直ぐ火葬場へ入るような道路状況になるので、そこで火葬場に入ろうとしている車が対向車を待っていた時に、カーブを曲がって来た車が少し危ないシーンがあるかもしれないなど、そこだけ気になっていました。カーブ

	のところで入口が変えられると良いと思ったのですが、それも難しいということだったので、例えば「火葬場入口あり注意」という看板を付けるとか、そういう配慮がいるのかなと思いました。もう1つは厚生病院が高台にあって、上から見下ろした時に見えるのではないかと思っていて、豊田市が近いので豊田市から「何でこんなところに建てるんだ」という話が来たら嫌だなあと思っていたので、そこはしっかり景観という点で木を植えて上から見下ろしても見えないようにするという配慮がいるのかなと、その2つを懸念として思っていました。候補地③の方は、みよし市でも結構高いところにあって、火葬場から下の方を見下ろすような立地だったので、下から見てもあまり目立たないというのがあって、かつ、葬送に参加した人からしても景観的に良いのではないかなと思いました。以上です。
委員	候補地②は、隣にすぐ墓地があって、そこは使わずに今の雑木林のところを整備することが必要かなと思っていて、ただ周りの環境としては、住宅から近い割には見えにくいので良いと思いました。候補地③の方は、先ほどおっしゃったように、高台にあって見下ろせる、それから風通しが良いという開放感があるところが良いと思います。どちらになっても良いと思うのですが、道路の面からだと入る場所は、候補地②の方がカーブしていて心配なんだけれども、割と大きい道路から入ることができる。候補地③の方はその辺りの地理に詳しくないので分からなうですが、火葬場に行く車とか靈柩車とかがどのように通つていけると良いのかなというのはありました。
委員	会議の前に我々は火葬場のあるべき姿「どんな火葬場にするか」ということを議論してきました。例えば「公園と一体化された火葬場を作りたい」とか、「みよし市にしかない火葬場を作りたい」とか、どういったことを考えてきました。そういう観点で見ますと、候補地②の火葬場はおそらく「どこにでもある火葬場」になるのかなと思います。周りへの発展性もないだろうなというように思いました。候補地③だと周りに土地がいっぱいあって、例えば将来的に火葬場を含めて公園づくりをやるとか、そのようなことができる、そのようなものを作っていくというようなことが考えられるのかなと思いますけれども、経済面を考えれば圧倒的に2番が有利になると思っております。将来あるべき姿を、火葬場として本当に2番の場所で良いのか、それはまだ考える余地があるのではないかなと思います。以上です。
委員	今回残った候補地以外のところでは、みよし市民病院の近くなのでという意見もあったものですから、言葉はあまり適切ではないかも知れないですが、ダブルスタンダードになってしまふのではないかと感じてしまいました。豊田厚生病院の近くだということで。私の母親が亡くなった時も病室から見えたので、大きな病院ということでみよしの市民の方も近いものですから、結構御利用されているのかなと自分としては感じてきました。ちょっとどうなるかなと懸念はしておりました。それは別として、今回の2つの候補地、在り方検討会ではいろいろ協議や意見を出していただいて、私もその中で感じてはいたのですが、やはり当初「火葬場」というところはどういうところなのか」ということで、イメージやいろいろな意見が出されましたと記憶しております。その中でやはりお話しの方が良いのかなということで、②番の候補地は周りが緑に囲まれていてすごく良い感じだと思っています。③の候補地は、開けていて天空に、空に向かってという感じで、それぞれ特色というか、特徴がある場所で甲乙つけがたい良い場所ではないかなと個人的には感じました。以上でございます。
委員	候補地②も③も両方良いと思っているのですが、どちらでも1つお願いしたいことがあって、土地の形状を生かして建物を建てて欲しいと思います。②から話をすると、ここは先ほど造成が必要で段差があるということなので、この段差を生かした方が良いと思っていて、計画されている駐車場から拡幅して平らな土地を造つてという前提で計画していると思うのですが、駐車場はお墓にもありましたので、そこを利用して、本当に造成しなくても良いのではないか。その他に、前に皆さんが言っておられた平屋が良いかなと思ったのと、自然素材を使ったものが良いなと思いました。③の方ですとやはり景色が良かったのでそれを生かして欲しいのと用地取得という問題があるのですが、道路の北側の方が下の住宅地に向かっていたので、そこも一緒に取得して下からは見えないような建物にして、なつかつ遠くが見渡せるようにされると良いのではないかと感じました。以上です。
委員	皆さん言われているので、私が言うことは無いのですが、②が良いと思っていたので、なるようになったと思っています。③番の方は見晴らしが良かったので、ここ

	でも良いかと思います。
委員	候補地②は豊田市との境目ということで、万が一豊田市がひっ迫した時にも利用してもらえるのではないかでしょうか。立地に賛成できるかというところは、いろいろな人がいるので、まずは市民優先で考えれば良いと思います。候補地③は個人的にデメリットというところで、前が生活道路であることが気になります。ここで皆さんみよしの花火を見ていて景観はとても良いですが。万が一掘って何か出て来たら嫌だなとは思います。2つで比べるなら候補地②番だと思います。
委員	今回この委員会に関わらせていただいて、火葬場を作るということに関わることはほとんどありません。実際に他の自治体でも、火葬場を新しく作るということは珍しいことで、しかも皆さん他の自治体の事例も勉強していたり、いろいろと御意見を出したりしていただいたと伺っております。この委員会でも実際に候補地を見に行かせていただきました。やはり見に行くと分かることがいろいろあると改めて勉強になりましたし、みよし市の火葬場を作っていくということに対する皆さんの思いを色々とお聞きできて個人的にも勉強になりました。私も皆さんの意見が出され、市も皆さんの意見を聞いておられると思いますので、そのように施設が作られて行くことは非常に良いことだと勉強になりました。
委員	②と③は甲乙つけがたいというか、全く性格が違う土地なのでどちらも成立するけれども、どちらを選ぶかは市民の皆さんのがいひとつだなと思います。そんな中で、火葬場は「何となく嫌だ」という思いがあるのも本当のところかも知れないし、一方で「天空に向かっていくみよし市にしかない火葬場」と言われると③の方が良いかなという気もしますし、結局公平にいろいろと見ているつもりですが、どちらが良いと言えないというのが正直なところです。後は、お金のこともついて回りますので、市の中で皆さんのお意見を踏まえた上で、また今日、敷地の個性を生かしてくださいという御提案もありました。それも本当にそうだと思いますし、お金だけで決めたら②になるけれどもそれで良いのかとか、皆さんたくさん勉強して、真摯に議論を重ねてくださったお陰でこういう甲乙つけがたい2つの敷地のここまで話を落とし始めたのだと思います。こういった内容の良い委員会に関わらせていただいたこと、それと皆さんと同じ時間を共有させていただいたこと感謝申し上げます。ありがとうございました。
事務局	それでは集計したものを表示させていただきます。皆さんの合計になっています。 (1) は、候補地②が636点、候補地③が549点、(2) は、候補地②が396点、候補地③が324点でした。合計は、候補地②が1,032点、候補地③が873点でした。 以上、報告とさせていただきます。
座長	ありがとうございます。結果を受けて御意見がありましたら御発言いただければと思います。今日で委員会は終わってしまいますので、是非最後に市に伝えたいという思いがおありでしたら、どうぞおっしゃってください。お願いします。
委員	火葬場整備基本構想の14ページのところに、基本理念ということで、「すべての人によさしく心穏やかに見送りできる施設」と書いてあります。せっかく火葬場について時間をかけて皆さんのお意見をまとめてこれから進めて行っていただけることですので、この理念を大切にしていただいて、より良いものを作り上げて守っていっていただければと感じましてお伝えさせていただきます。以上です。
座長	ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいですか。ただいま、大変重要な御指摘がありました。皆さんいろいろと御発言くださいまして、すべてみよし市のためのより良い火葬場のための貴重な御意見であると思いますので、事務局は皆さんのお意見を踏まえて、次の段階へ進めていただければと思います。特に御意見よろしいでしょうか。 ありがとうございます。以上で議事を終了いたします。事務局へお返しいたします。
経営企画部次長	委員の皆様、大変ありがとうございました。本日いただきました委員会での評価及び意見を基に、今後市内部で検討を重ねまして、8月末から9月上旬を目途に候補地を決定してまいりたいと考えております。また、本日お休みの委員に関しては、本日の結果を御連絡させていただきたいと思います。候補地選定委員会は、本日で最後になります。最後に経営企画部長から委員の皆様へお礼の御挨拶を申し上げます。
経営企画部長	< 挨拶 >

経営企画部次長

以上をもちまして、第3回みよし市火葬場建設候補地選定委員会を終了いたしました。委員の皆様大変ありがとうございました。